

支出負担行為担当官
防衛省大臣官房会計課
会計管理官 廣瀬 和希
(公 印 省 略)

公 告

下記により入札を実施するので、入札心得及び契約条項等を了承の上、参加されたい。

記

1. 入札に付する事項

調達番号	件名	内容	履行場所	履行期間
R8-S-0592	米国における環境対策の実態調査等	仕様書のとおり	仕様書のとおり	自：契約締結日 至：令和9年3月31日

2. 入札方式 一般競争入札（総合評価落札方式、電子調達システム（政府電子調達（GEP S））対象案件）

3. 入札日時 令和8年11月13日(金)（10：30）

4. 入札場所 防衛省市ヶ谷庁舎E2棟3階入札室

5. 参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和07・08・09年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のC等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有するもの。
- (4) 防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (6) 上記（3）の等級にかかわらず、防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号）第18条第4項各号のいずれかに該当する者（具体的には、以下ア～キのいずれかに該当する者）であること。なお、要件に該当する者で入札に参加しようとするものについては、令和8年9月30日（水）12：00 までに下記ア～キに記載する書類等を防衛省大臣官房会計課契約係へ提出すること。

ア 当該入札に係る物品と同等以上の仕様の物品を製造した実績等を証明できる者

イ 資格審査の統一基準により算定された総合審査数値に以下の技術力の評価の数値を加算した場合に、当該入札に係る等級に相当する数値となる者

項 目	基 準	数 値
入札物品等（訓令第18条第4項に規定する契約の対象となる物品又は役務をいう。以下同じ）に関連する特許保有件数	3件以上	15
	2件	10
	1件	5
入札物品の製造等（訓令第18条第4項に規定する契約の対象となる物品の製造又は役務の提供等をいう。以下同じ）に携わる技術士資格保有者数	9人以上	15
	7～8人	12
	5～6人	9
	3～4人	6
	1～2人	3
入札物品の製造等に携わる技能認定者数（特級、一級、単一級）	11人以上	6
	9～10人	5
	7～8人	4
	5～6人	3
	3～4人	2
	1～2人	1

注：1 特許には、海外で取得したものを含む。
2 技術士には、技術士と同等以上の科学技術に関する外国の資格のうち文部科学省令で定めるものを有する者であつて、技術士の業務を行うのに必要な相当の知識及

び能力を有すると文部科学大臣が認めたものを含む。

ウ S B I R制度の特定新技術補助金等の交付先中小企業者等であり、当該入札に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

エ 株式会社産業革新投資機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、株式会社地域経済活性化支援機構、株式会社農林漁業成長産業化支援機構、株式会社民間資金等活用事業推進機構、官民イノベーションプログラム、株式会社海外需要開拓支援機構、一般社団法人環境不動産普及促進機構における耐震・環境不動産形成促進事業、株式会社日本政策投資銀行における特定投資業務、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構、一般社団法人グリーンファイナンス推進機構における地域脱炭素投資促進ファンド事業及び株式会社脱炭素化支援機構の支援対象事業者又は当該支援対象事業者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

オ 国立研究開発法人（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第2条第9項に規定する研究開発法人のうち、同法別表第3に掲げるものをいう。）が同法第34条の6第1項の規定により行う出資のうち、金銭出資の出資先事業者又は当該出資先事業者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

カ 国立研究開発法人日本医療研究開発機構による「創薬ベンチャーエコシステム強化事業（ベンチャーキャピタルの認定）」又は国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構による「研究開発型スタートアップ支援事業（ベンチャーキャピタル等の認定）」において採択された者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

キ グローバルに活躍するスタートアップを創出するための官民による集中プログラム（J-Startup又はJ-Startup地域版）に選定された事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

6. 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7. 入札保証金及び契約保証金 免除

8. 入札の無効 5の参加資格のない者のした入札または入札に関する条件に反した入札は無効とする。

9. 契約書作成の要否 要

10. 適用する契約条項 役務等契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項

11. その他

(1) 細部入札要領については別途配布する「一般競争入札の案内について」（以下、入札案内）のとおり。

(2) 入札案内受領の際、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを提示すること。

(3) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省が認めた場合には、この限りではない。

(4) 入札に関する条件 仕様書3.3(2)に定める本業務の実施体制並びに仕様書6.2.1(1)～(3)に定める契約の履行体制に関する資料を提出し、適合すると認められること

（提出期限：令和8年 10月 2日（金） 12:00 必要に応じ追加資料の提出を求めることがある。）。

(5) この一般競争（総合評価落札方式）に参加を希望するものは、応札資料作成要領に定める提出物を 令和8年 10月 26日（月） 12:00 までに提出しなければならない。

(6) 本案件は、府省共通の「電子調達システム」（<https://www.p-portal.go.jp>）を利用した応札及び入開札手続により実施するものとする。ただし、電子調達システムによりがたい者は、「紙」による入札書等の提出も可とするが、郵便入札については、令和8年 11月 11日（水）までに、下記担当者必着分を有効とする。

(7) 落札者が、10に掲げる契約条項のほか、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を別途適用する。

- (8) 入札案内の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1 (庁舎A棟10階) ※顔写真付の身分証明書を
持参すること。
受付時間 9:30~18:15 (12:00~13:00までの間を除く)

また、入札案内のメール配布を希望する者は、以下のとおりメールを送信すること。

メールアドレス：naikyoku_chotatsu_mailmagazine@ib.dss.mod.go.jp
メール件名：「件名：〇〇〇」 入札案内送信依頼
添付ファイル：資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写し
防衛省大臣官房会計課契約係 高瀬 電話 03-3268-3111 内線20826

仕様書			
件 名	米国における環境対策の実態調査等	作成年月日	令和 8 年 8 月 31 日
		仕様書番号	
		地方協力局環境政策課	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、米国における PFOS 等に係る環境対策の実態調査等を行うに当たり、その実施要領を定めるものである。

1.2 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版を適用するものとする。

なお、引用文書に定める事項がこの仕様書の内容と異なる場合は、この仕様書の内容を優先する。

- (1) Comprehensive Environmental Response, Compensation, and Liability Act of 1980 (12/11/1980 Public Law 96-510) (包括的環境対処・補償・責任法)
- (2) 防衛省設置法 (昭和 29 年法律第 164 号)
- (3) 装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について (防装庁 (事) 第 137 号。令和 4 年 3 月 31 日)
- (4) 環境物品等の調達の推進に関する基本方針 (令和 8 年 2 月 3 日閣議決定)
- (5) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (平成 12 年法律第 100 号)
- (6) 著作権法 (昭和 45 年法律第 48 号)

1.3 用語の定義

(1) PFOS 等

PFAS (有機フッ素化合物 (主に炭素とフッ素からなる化学物質)) のうち、PFOS (ペルフルオロオクタンスルホン酸) 及び PFOA (ペルフルオロオクタン酸) をいう。

(2) 米軍関連施設

米戦争省が設置・管理している基地、駐屯地、飛行場、訓練場、弾薬庫、港湾施設、貯油施設、通信施設等をいう。

2 役務の内容

米本土の米軍関連施設における PFOS 等に係る環境対策の実態を調査し、その結果を踏まえ、日本国内への適用が可能な対策を提案する。

2.1 米本土の米軍関連施設における PFOS 等に係る環境対策の実態調査

包括的環境対処・補償・責任法に基づき、米本土の各米軍関連施設で実施された「予備的審査」、「立入調査」、「復旧措置調査」、「復旧可能性調査」の各プロセスの詳細を調査する。

また、上記調査等の結果、米軍の活動に起因する PFOS 等汚染の事例が確認された場合、同法に基づき実施した浄化等措置（短期的・長期的な措置）の事例、費用及びその効果を調査する。

さらに、米軍関連施設周辺の飲用井戸において高濃度の PFOS 等が検出され、当該 PFOS 等の検出が米軍の活動によるものと認められた場合の米軍の対応を調査する。

なお、細部は官側との調整による。

2.2 日本国内における対応策の提案

2.1 の調査結果を分析・評価し、日本国内への適用が可能な対策を提案する。
なお、細部は官側との調整による。

3 調査研究に関する要求

3.1 契約期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

3.2 役務実績等

契約の相手方は、次を満たすものとする。

- (1) 直近 3 年以内に官公庁及び独立行政法人を含む公的機関において、調査研究を行った実績を有していること、又は実績を有するものを業務に従事させられることを示せること。
- (2) 前号の調査研究が環境保全に関するものであること、又は環境保全に関する専門的知見を有していることを示せること。

3.3 本役務の実施体制

- (1) 契約の相手方は、この役務の履行に際し、管理責任者を定め、官側からの質問、検査及び資料の提示等の指示に応じなければならない。修正及び改善要求があった場合には、別途協議の場を設けて対応を決定する。
- (2) 契約の相手方は、本役務の実施に当たって次の体制を確保し、これを変更する場合には事前に官側と協議するものとする。
 - ア 契約の履行に必要な業務に従事する者、かつ、履行中に知り得た情報の保全を確実に行うことができる者（以下、前項の管理責任者を含め、「業務従事者」という。）を確保すること。

イ 業務従事者は、履行に必要な背景となる経歴、知見、資格、語学（母語及び外国語能力）、文化的背景（国籍等）及び業績等を有すること。

ウ 業務従事者は、他の手持ち業務等との関係において履行に必要な業務所要に対応できる態勢にあること。

（３）３．１の契約期間においては、同一の業務従事者が役務を実施することを原則とする。ただし、特別な理由があると官側が認めた場合はこの限りではない。

3.4 第三者に係る取扱い

（１）契約の相手方は、この役務に第三者を従事させる必要がある場合には、あらかじめ当該第三者の事業者名、業務範囲等を届け出た上で、官側の承認を得るものとし、当該第三者に契約の相手方と同様の保全の約定をさせること。

（２）契約の相手方は、本契約の履行に当たり、知り得た知識を第三者に漏洩（前号に規定する第三者であり、当該第三者の業務範囲に当たるものを除く。）又は他に転用しないこと。

4 実施要領

4.1 体制表の作成

契約の相手方は、官側と調整の上、契約後７日以内に本役務に係る業務従事者を記載した体制表を作成し、官側へ提出する。

4.2 実施計画書の作成

契約の相手方は、官側と調整の上、契約後７日以内に本役務に係る実施計画書を作成し、官側へ提出する。

4.3 官側への定期報告

契約の相手方は、官側と調整の上、本役務の進捗や実施内容、会議の議事概要について毎月１回以上、官側に報告する。進捗状況について実施計画書とのかい離が生じた場合、速やかに官側に報告の上、本役務の進め方について官側と調整を行う。その際、必要に応じ、実施計画書を改訂する。

4.4 報告書等の作成

契約の相手方は、官側と調整の上、本役務の成果を取りまとめた報告書を作成し提出する。また、当該報告書において、日本語以外の資料を引用する場合には、日本語訳を付けるものとする。なお、４．３の定期報告において資料を用いる場合も同様の扱いとする。

5 提出書類等

5.1 提出書類

契約の相手方は、表１に示す提出書類を防衛省地方協力局環境政策課に提出する。提出方法等は以下のとおりとする。

- (1) 報告書は、契約の相手方が用意する電子媒体（CD-R 等）を 2 部、紙媒体を 3 部提出する。作成に当たっては、エコマークやグリーンマーク認定等、環境へ配慮したものを使用する。
- (2) 電子媒体に保存する形式は、Microsoft Office（Word 又は Power Point）を用いて作成し、作成したファイルを PDF ファイルとしたものと合わせて電子媒体に保存し提出する。
- (3) CD-R 等の提出に当たっては、事前に最新のウイルスパターンによる十分なウイルスチェックを実施したものを提出すること。
- (4) 提出時期は表 1 に示すとおりとし、報告書については、提出時期について官側と調整することとする。
- (5) 体制表及び実施計画書の電子媒体については、電子メールによる送付を可とする。

表 1 提出書類

番号	名称	提出時期	媒体
1	体制表	契約後 7 日以内に	電子媒体 1 部
2	実施計画書	契約後 7 日以内に	電子媒体 1 部
3	報告書	官側の確認を得た上で、契約納期まで	電子媒体 2 部 紙媒体 3 部（簡易製本、A 4 版）
4	報告書概要版	官側の確認を得た上で、契約納期まで	紙媒体 5 部（簡易製本、A 4 版）

5.2 提出場所

〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町 5-1
防衛省地方協力局環境政策課

6 その他

6.1 検査

検査は、この仕様書に基づき支出負担行為担当官補助者が行うものとする。

6.2 情報保全

6.2.1 情報保全に係る体制の確保

契約の相手方は、本契約の履行に際し知り得た保護すべき情報（情報セキュリティ通達第 2 項第 1 号に規定する情報をいう。）その他の非公知の情報（以下「保護すべき情報等」という。）の取扱いに当たっては、情報セキュリティ通達における添付資料「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項」及び別紙「装備品等及び役務の調達における

情報セキュリティ基準」に基づき（保護すべき情報に該当しない非公知の情報にあっては、これらに準じて）、適切に管理するものとする。この際、特に、保護すべき情報等の取扱いについては、次の履行体制を確保し、これを変更した場合には、遅滞なく官側に通知するものとする。

- （１）契約を履行する一環として契約の相手方が収集、整理、作成等した情報が、保護すべき情報（情報セキュリティ通達第５項第４号の規定に基づく解除をしようとする場合に、同号に規定する確認を行うまでは保護すべき情報として取り扱うものとする。）として取り扱われることを保障する履行体制をとること。
- （２）保護すべき情報等について、官側の同意を得て指定した取扱者以外の者に取り扱わせないことを保障する履行体制。
- （３）保護すべき情報等について、官側が書面により個別に許可した場合を除き、契約の相手方に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約の相手方に対して、指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の契約の相手方以外の者に対して伝達または漏えいされないことを保障する履行体制。

6.2.2 契約を履行する一環として収集、整理、作成等した情報の取扱い

- （１）契約相手方は、6.2.1の事項等の情報セキュリティが侵害されまたは侵害されるおそれが発生した場合においては、遅滞することなく、直ちに官側へ報告するものとする。
- （２）業務の遂行において契約相手方の情報セキュリティ対策の履行が不十分であると官側が認めた場合は、契約相手方は官側の求めに応じ協議を行い、両者で合意の上で、改善を図るものとする。
- （３）契約相手方は、本役務の履行に当たっては、知り得た保護情報の取扱いに際して、「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）」に基づき、適切に管理する。細部については、表２のとおりとする。

表２ 保護すべき情報

No.	保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	企業で取り扱う際の留意事項
1	報告書	米国における PFOS 等に係る環境対策について、対外公表されていない情報	官側との調整時、提出書類の作成時に明らか又は類推される場合には保護の対象とする。
2	契約の履行の一環として収集した情報	米国における PFOS 等に係る環境対策について、対外公表されていない情報	

6.2.3 保護すべき情報としない情報

本役務において、公開情報、公刊文献等から収集及び整理する公知の情報は、保護すべき情報として扱わないものとする。

6.3 所有権及び著作権

(1) 本役務によって作成した書面（電子媒体を含む。）その他類似の派生物については、所有権及び著作権は、国に帰属するものとする。ただし、契約の相手方がこの役務の以前から所有している著作権及び第三者の所有している著作権については、この限りではない。

(2) この他、著作権その他の権利については、別紙のとおり取り扱うものとする。

6.4 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律の遵守

本役務調達物品等は「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和8年2月3日閣議決定）の基準を満たすものでなければならない。ただし、基本方針の改定があった場合には、これに従うものとする。

6.5 疑義事項

本仕様書に疑義が生じた場合は、速やかに支出負担行為担当官等と協議し、その指示に従うものとする。

著作権その他の権利

- 1 契約の相手方は、報告書を作成する場合は、第三者が有する著作権等を侵害することのないよう、必要な処置を講じること。
- 2 この契約において作成した報告書が第三者の権利を侵害しているとして、官側に対して、第三者が何等らかの請求・主張を行ったときには、契約の相手方が自己の費用にて当該第三者と交渉・訴訟を行い、弁護士費用、その他の費用を含む損害賠償責任は全て契約の相手方が負担すること。
- 3 この契約において創作され納入物となる報告書の著作物において著作権等が発生する場合、その権利は次によること。ただし、官側は納入された著作物を自ら利用するために必要と認められる範囲において、翻案、複製及び貸与することができる。
 - (1) 契約の相手方が従来から有していた著作権等は、契約の相手方に留保される。（以下「留保著作権等」という。）
 - (2) 契約の相手方は、この契約で新たに契約の相手方が著作した報告書の著作権を官側に譲渡することとし、報告書の納入時に**属紙第1「報告書に関する著作権譲渡証明書」**を作成し、提出すること。
 - (3) 契約の相手方は、提出書類及び納入品に関し、著作権法に規定する著作者人格権を行使しないこととし、報告書の納入時に**属紙第2「報告書に関する著作者人格権不行使証書」**を作成し、提出すること。
 - (4) 契約の相手方は、報告書に関する著作権等の留保を主張する場合は「報告書に関する著作権譲渡証明書」の附属書として**属紙第3「報告書に関する留保著作権等内訳書」**を作成し、提出すること。契約の相手方は、提出後速やかに留保部分について官側と協議を行った上で、確認を受けること。また、確認を受けた留保部分に関する詳細資料を官側に提出すること。
- 4 契約の相手方は、著作権等の帰属等に関し疑義が発生した場合は、その都度官側と協議して解決すること。また、協議において取決めを行った場合、契約の相手方は、取り決めた文書を速やかに官側に提出し、確認を受けること。

報告書に関する著作権譲渡証明書

令和 年 月 日

甲

殿

乙 住 所
会 社 名
代表者名

統制番号 (調達要求番号)			
品名			
契約金額		納入先部隊等名 (納入場所)	
数量・単位			
単価		契約番号及び年月日	

乙は、上記契約により作成した報告書に関する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条に定める全ての権利を含む。）を令和 年 月 日に甲に対して譲渡したことに相違ありませんので、本証明書を提出いたします。ただし、甲及び乙の協議の下、乙への留保が認められた著作権は除くものといたします。

報告書に関する著作者人格権不行使証書

令和 年 月 日

甲

殿

乙 住 所
会 社 名
代表者名

統制番号 (調達要求番号)			
品名			
契約金額		納入先部隊等名 (納入場所)	
数量・単位			
単価		契約番号及び年月日	

乙は、上記契約により作成した報告書に関する著作者人格権（著作権法（昭和45年法律第48号）第18条から第20条に定める全ての権利を含む。）を行使しないことを約束し、本証書を提出いたします。

なお、著作者人格権を行使しようとする場合には、甲の承認を得るものとします。

附属書

報告書に関する留保著作権等内訳書

報告書に関する著作権譲渡証明書のただし書により，乙に留保される著作権等の内訳は，次のとおりです。

該当範囲	
該当箇所	
理由	

情報セキュリティ指定書	発簡番号									
	調達要求番号	第 8－14 号								
	調達要求年月日	令和 8 年 9 月 3 日								
	作成部課	地方協力局環境政策課								
	作成年月日	令和 8 年 8 月 31 日								
件 名	米国における環境対策の実態調査等									
仕様書番号										
1 保護すべき情報の管理 契約相手方は、この契約の履行に当たり知り得た保護すべき情報の取扱いに当たっては、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（防装庁（事）第 137 号。令和 4 年 3 月 31 日）別添の装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項の規定に基づき、適切に管理するものとする。 2 保護すべき情報として指定された情報 <table><tr><th>保護すべき情報</th><th>保護すべき情報の詳細</th><th>企業で取り扱う際の留意事項</th></tr><tr><td>報告書</td><td>米国における PFOS 等に係る環境対策について、対外公表されていない情報</td><td rowspan="2">官側との調整時、提出書類の作成時に明らか又は類推される場合には保護の対象とする。</td></tr><tr><td>契約の履行の一環として収集した情報</td><td>米国における PFOS 等に係る環境対策について、対外公表されていない情報</td></tr></table> 3 特記事項			保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	企業で取り扱う際の留意事項	報告書	米国における PFOS 等に係る環境対策について、対外公表されていない情報	官側との調整時、提出書類の作成時に明らか又は類推される場合には保護の対象とする。	契約の履行の一環として収集した情報	米国における PFOS 等に係る環境対策について、対外公表されていない情報
保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	企業で取り扱う際の留意事項								
報告書	米国における PFOS 等に係る環境対策について、対外公表されていない情報	官側との調整時、提出書類の作成時に明らか又は類推される場合には保護の対象とする。								
契約の履行の一環として収集した情報	米国における PFOS 等に係る環境対策について、対外公表されていない情報									